

【刈谷モノづくり大学講習会】（刈谷市委託事業）

「知的財産」の怖さご存知ですか？

～特許・意匠・商標の基礎知識から活用方法について～

ご案内

昨今、「知的財産権侵害」・「技術の流出」・「特許、意匠、商標」など、知的財産関連の紛争や裁判が後を絶たず、『知らなかったでは済まされない』事態が発生しています。

ところで、「知的財産権」とはどのようなもののでしょうか？『知的財産基本法第2条』によると、知的財産とは①人間の創造的活動によって生み出されるもの（発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物など）、②事業活動に用いられる商品または役務を表示するもの（商標、商号など）、③事業活動に有用な技術上または営業上の情報（ノウハウ・顧客リスト等の営業秘密など）と定義されています。

従って、『知的財産』は企業規模の大小や業種に全く関係なく、『侵害しても』『侵害されても』事業活動に直接関係する重要な財産です。

この講座では、聞いてすぐ役立つ知的財産の基礎や本質について、事例を交えてご紹介します。特に、商標や意匠、著作権や不正競争など「標識」や「デザイン」に関連した実務上のポイントを中心に解説していただきますので、ぜひ、この機会に「会社を守る知財講座」にご参加頂きますようご案内申し上げます。

【日時】 平成28年9月15日（木）午後2時00分～4時00分（質疑応答含む）

【場所】 刈谷商工会議所 2階 会議室

【講師】 弁理士 前田 大輔 氏

主なセミナー内容

- ◆ 知的財産権の基礎
- ◆ 知財で守れるもの・守れないもの
- ◆ 意匠・商標・著作権の概説
- ◆ 実務上の留意点
- ◆ 最近の事例（オリンピックロゴ、フランク三浦など）を通じたポイントの解説 など



【講師プロフィール】

小西・中村特許事務所パートナー弁理士（特定侵害訴訟代理業務付記登録済）。本年度は、日本弁理士会商標委員会委員、国際活動センター部員、同会東海支部愛知県幹事、国際知財委員会副委員長。知財総合支援窓口専門委員（愛知県、三重県）として多数の企業へのコンサルを経験。意匠や商標を中心に国内外案件を担当。特許庁への手続以外にも、調査・ライセンス交渉・権利行使など全般を扱う。教育機関・企業等での講演も多数。

【受講料】 無料 【定員】 20名（先着順）

【主催】 刈谷商工会議所 中小企業相談所・（公社）刈谷法人会刈谷支部

【お申込】 刈谷商工会議所 中小企業相談所 担当：杉浦

TEL：21-0370 FAX：24-6049 下記参加申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込み下さい。

刈谷商工会議所（FAX 24-6049）行

平成28年 月 日

『9月15日開催 『知的財産』の怖さご存知ですか？』参加申込書

事業所名		住 所	
電話番号		FAX番号	
参加者名		参加者名	
参加者名		業 種	

※本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、主催者からの各種連絡・情報提供のために利用致します。